



平成 24 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名	株式会社東理ホールディングス
コード番号	(5856) 上場取引所 東
代表者名	代表取締役社長 福村 康廣
問合せ先	常務取締役 忍田 登南
T E L	(03) 3548-1014

(訂正)「平成 24 年 3 月期 決算短信」等の一部訂正に関するお知らせ

当社が過去に発表いたしました標記開示資料（その訂正開示を含む）につきまして、下記のとおり一部訂正をいたしますので、お知らせいたします。

主な訂正事項は①平成 20 年 3 月期から平成 22 年 3 月期における貸倒引当金の計上時期にかかるもの、②平成 22 年 3 月期第 2 四半期及び第 3 四半期における子会社の売上にかかるもの、③平成 20 年 3 月期の個別貸借対照表の勘定科目にかかるもの、及び④平成 19 年 3 月期から平成 24 年 3 月期における関連当事者取引情報にかかる訂正であります。

記

1. 社内調査委員会の調査報告書を踏まえた訂正について

平成 24 年 5 月 31 日付け「社内調査委員会調査報告書についての検討結果等に関するお知らせ」にて開示いたしました検討結果等を踏まえて、以下の訂正をいたしました。

- (1) 今井氏及び國分氏への貸付に関し、貸倒引当金の計上時期についての訂正をいたしました。両者への貸付ともに、当時の状況に立ち返って回収可能見込み額を評価することは困難であり、平成 20 年 3 月期を起点として、それ以降四半期毎に、平成 22 年 3 月期までの間、それぞれの期末における貸付残高から、その後の回収実績を回収可能額の見積りとし、それを差し引いたものを貸倒引当金として計上いたしました。
- (2) 平成 19 年 3 月期の（株）エデュケーションコンサルタント（以下「EC 社」と言う。）経由での今井氏への貸株 2 件については、関連当事者取引の注記を訂正いたしました。
- (3) 今井氏に対する貸付取引に関連して、平成 23 年 2 月 22 日に提出しました第 5 期（平成 22 年 3 月期）訂正報告書において、これらの貸付金のうち 270 百万円については、当社の関連当事者である EC 社に対する貸付金である旨を開示しており、本取引に関する関連当事者取引の注記の訂正の必要性について再確認してありましたが、同人より確認書の提出を受け、同人との取引と認識しましたので、注記の訂正をいたしました。

2. その他の訂正について

今般の一連の訂正に関する当社の調査及び監査人の監査において、過年度の決算短信に新たに以下の訂正が必要となることが判明しましたので、併せて訂正いたしました。

- (1) 子会社の一部売上の二重計上分の取消及びその修正の取消
平成 22 年 3 月期第 2 四半期に当社子会社の（株）創育が、誤って一部売上の二重計上を行い、第 3 四半期において、その修正をいたしました。この第 2 四半期の二重計上分の取消及び第 3 四半期での修正を訂正いたしました。
- (2) 個別貸借対照表科目
平成 20 年 3 月期における（株）ヒューネットとの取引において、営業外受取手形とすべきところ、

前渡金（500 百万円）と表示していましたが、訂正いたしました。

(3) 表示方法の変更の注記

平成 20 年 3 月期において、担保差入有価証券の表示科目を新たに設けましたが、新たに設けたことの記載が漏れていましたので、訂正いたしました。

(4) 関連当事者取引の注記

平成 19 年 3 月期

- ・ 関連会社でありました（株）ヒューネットの子会社であるコブコ（株）への資金の貸付（970 百万円）及び未収利息（40 百万円）の記載が漏れていましたので、訂正いたしました。
- ・ その他の関係会社であります（株）エス・サイエンスからの受取利息（8 百万円）の記載が漏れていましたので、訂正いたしました。
- ・ EC 社への資金の貸付額（3,605 百万円）から、子会社経由の貸付金（1,605 百万円）を除外いたしました。
- ・ EC 社への資金の貸付のうち、子会社経由分を除外したことに伴い受取利息を訂正いたしました（35 百万円から 7 百万円）。また、未収入金を訂正いたしました（3 百万円からゼロ）。
- ・ EC 社への株式の貸付が一部漏れていましたので、訂正いたしました（655 百万円から 805 百万円）。
- ・ EC 社への株式の貸付の期末残高を訂正いたしました（540 百万円から 500 百万円）。

平成 20 年 3 月期

- ・（株）ヒューネットとの取引において、営業外受取手形とすべきところ、前渡金（500 百万円）と表示していましたが、訂正いたしました。
- ・（株）ヒューネットへの資金の貸付（1,178 百万円）及び利息（10 百万円）の記載が漏れていましたので、訂正いたしました。
- ・ 今井氏への株式の貸付の期末残高を訂正いたしました（542 百万円から 517 百万円）。
- ・ EC 社への株式の貸付について、他の取引と二重（665 百万円）に記載されていたため、削除しました。

平成 22 年 3 月期

- ・ EC 社への資金の貸付額を延べ金額（391 百万円）から、最大値（121 百万円）に統一いたしました。

3. 有価証券報告書等の訂正について

過年度の有価証券報告書等の訂正につきましては、上記 1 及び 2 の訂正に加えて、以下の訂正が必要となることが判明しましたので、訂正いたしました。

(1) 担保に供している資産の注記

平成 19 年 3 月期から平成 23 年 3 月期における、担保に供している資産の注記に漏れ及び誤りがありましたので、訂正いたしました。

(2) 担保付債務の注記

平成 20 年 3 月期から平成 23 年 3 月期における、担保付債務の注記に漏れ及び誤りがありましたので、訂正いたしました。

(3) 当座貸越契約、貸出コミットメント契約の注記

平成 20 年 3 月期から平成 22 年 3 月期における、当座貸越契約、貸出コミットメント契約の注記に誤りがありましたので、訂正いたしました。

(4) 関係会社に係る注記

平成 20 年 3 月期における平成 19 年 3 月期の関係会社に係る注記に漏れがありましたので、訂正いたしました。

(5) 子会社取引への保証の注記

平成 19 年 3 月期から平成 23 年 3 月期における、子会社取引への保証の注記に漏れ及び誤りがあり

ましたので、訂正いたしました。

4. 再発防止策等について

(1) 直接的な原因への対応

今回の会計処理の訂正の直接的な原因は、貸付時の資金使途及び借手の資産状況の確認が不十分であったこと、及びその後の債権管理体制において、貸倒引当金の計上についてのルール化がなされていなかったことであります。また、利益相反取引の把握、グループ会社からの情報伝達を含めた決算処理の体制が不十分であったことでもあります。

これらへの具体的な対応策等については、添付の「再発防止策等」に記載しておりますが、貸倒引当金の計上時期につきまして、期中に延滞の開始、返済計画の変更等があった貸付債権については、回収可能性を個別に検討し貸倒引当金の設定等を行ってりましたが、グループ共通の「貸付債権管理マニュアル」を作成し、その中で、回収可能性の評価方法や貸倒引当金設定のガイドラインを規定いたしました。また、貸付等における間接的な関連当事者取引を把握するために、貸付後に借手から、実際の資金使途を記載した確認書を徴求するものとしたしました。子会社の一部売上の二重計上につきましては、当該取引についての入金を確認後に売上計上することとしたしました。担保資産、担保付債務、当座貸越契約、貸出コミットメント契約、子会社取引への保証についての情報収集については、平成 23 年 3 月期にフォームを作成し、利用することとしたが、今般、過年度分及び過年度からの継続分の漏れが判明したため、契約書の調査により網羅しました。今後、さらに財務報告の信頼性を高めるために、経理部門の質的向上及びグループ会社からの情報伝達の仕組の信頼度を向上させるために、各社の経理担当者を集めて、定期的な研修会を行う予定であります。

(2) 現在までの再発防止策等について

上記のとおり、経営者のコンプライアンス意識の脆弱さ及び取締役会・監査役会のガバナンスが機能していなかったことが今回の訂正等の根本的な原因であると認識しております。

当社は、平成 22 年 4 月 22 日付けで第三者調査委員会（平成 22 年 1 月 22 日設置）が提出した「コーポレート・ガバナンスに関する調査報告書（中間報告）」における再発防止に関する提言を含めた改善報告書を平成 22 年 5 月 26 日付けで東証に提出し、当該改善報告書に記載された改善策を順次推進し、平成 22 年 12 月 10 日付けで改善状況報告書を提出いたしました。

しかしながら、当社役員は法的知識が不十分であり、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに関する意識が希薄であったとの認識を踏まえ、会社の存在意義と使命、会社に係る多数の利害関係人の利益保護、上場会社の役員としての職責の重さ等を改めて自覚し個々のコーポレート・ガバナンス上の課題に継続して取り組み、再発防止策のさらなる推進に取り組む所存であります。

5. 今後のスケジュール等

- (1) 過年度の有価証券報告書等の訂正については、明日提出を行う予定であります。
- (2) 平成 24 年 3 月期有価証券報告書につきましても、明日提出を行う予定であります。
- (3) 今後引続き財務報告及び開示についての信頼度を高めるために、再発防止策の継続的な実施と質の向上に努めます。また、必要に応じて、新たな再発防止策を講じるものとし、適宜開示することといたします。

株主、投資家および取引先の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

6. 訂正対象の決算短信

下記の決算短信が訂正対象であります。

訂正対象	当初提出日	過去の訂正日
19年3月期 決算短信	平成19年5月25日	平成19年5月29日
		平成19年6月25日
		平成19年12月25日
		平成22年2月12日
		平成23年2月21日
20年3月期 決算短信	平成20年5月15日	平成20年5月15日
		平成20年5月23日
		平成20年8月1日
		平成22年2月12日
		平成22年6月24日
		平成23年2月21日
21年3月期 第1四半期決算短信	平成20年8月13日	
21年3月期 第2四半期決算短信	平成20年11月13日	
21年3月期 第3四半期決算短信	平成21年2月12日	
21年3月期 決算短信	平成21年5月14日	平成21年5月15日
		平成21年5月15日
		平成21年6月26日
		平成22年2月12日
		平成22年6月24日
		平成23年2月21日
22年3月期 第1四半期決算短信	平成21年8月5日	
22年3月期 第2四半期決算短信	平成21年11月12日	
22年3月期 第3四半期決算短信	平成22年2月12日	
22年3月期 決算短信	平成22年5月14日	平成22年6月24日
23年3月期 第1四半期決算短信	平成22年8月16日	
23年3月期 第2四半期決算短信	平成22年11月11日	
23年3月期 第3四半期決算短信	平成23年2月10日	
23年3月期 決算短信	平成23年5月13日	
24年3月期 決算短信	平成24年5月31日	

7. 訂正対象の有価証券報告書等

下記の有価証券報告書等が訂正対象であります。

期	訂正対象	当初提出日	過去の訂正日
第3期 平成19年3月期	有価証券報告書	平成19年6月27日	平成19年10月19日
			平成19年12月21日
			平成20年8月26日
			平成20年9月10日
			平成22年2月15日
			平成23年2月22日
第4期 平成20年3月期	有価証券報告書	平成20年6月30日	平成18年8月8日
			平成20年8月26日
			平成20年9月10日
			平成22年2月15日
			平成22年6月29日
			平成23年2月22日
第5期 平成21年3月期	第1四半期報告書	平成20年8月14日	平成22年2月15日
	第2四半期報告書	平成20年11月14日	
	第3四半期報告書	平成21年2月13日	
	有価証券報告書	平成21年6月26日	平成22年2月15日 平成22年6月29日 平成23年2月22日
第6期 平成22年3月期	第1四半期報告書	平成21年8月14日	
	第2四半期報告書	平成21年11月13日	
	第3四半期報告書	平成22年2月15日	
	有価証券報告書	平成22年6月30日	平成23年2月22日
第7期 平成23年3月期	第1四半期報告書	平成22年8月16日	
	第2四半期報告書	平成22年11月12日	
	第3四半期報告書	平成23年2月14日	平成23年2月14日
	有価証券報告書	平成23年6月29日	
第8期 平成24年3月期	有価証券報告書	平成24年7月31日予定	

8. 過年度業績への影響金額

過年度業績への影響金額は、下記のとおりであります。

(単位：百万円)

期	項目	連結			個別		
		訂正前	訂正額	訂正後	訂正前	訂正額	訂正後
第4期 平成20年 3月期	売上高	32,484	—	32,484	4,007	—	4,007
	営業利益	1,060	—	1,060	1,091	—	1,091
	経常利益	△465	△5	△471	879	△5	874
	当期純利益	△9,572	△631	△10,203	△7,320	△631	△7,951
	総資産	19,089	△631	18,458	14,807	△631	14,176
	純資産	9,927	△631	9,295	13,766	△631	13,135
第5期 平成21年 3月期	売上高	28,490	—	28,490	1,088	—	1,088
	営業利益	1,113	—	1,113	82	—	82
	経常利益	1,314	△6	1,308	225	△6	218
	当期純利益	△1,872	△180	△2,052	△4,561	△180	△4,741
	総資産	14,126	△811	13,314	9,651	△811	8,839
	純資産	9,176	△811	8,364	9,315	△811	8,503
第6期 平成22年 3月期 第2四半期	売上高	11,102	△27	11,074			
	営業利益	46	△27	18			
	経常利益	70	△37	32			
	当期純利益	84	△37	47			
	総資産	15,259	△848	14,409			
	純資産	9,378	△848	8,529			
第6期 平成22年 3月期 第3四半期	売上高	17,708	—	17,708			
	営業利益	81	—	81			
	経常利益	109	△13	96			
	当期純利益	175	△13	161			
	総資産	14,690	△825	13,865			
	純資産	9,468	△825	8,642			
第6期 平成22年 3月期	売上高	23,271	—	23,271	420	—	420
	営業利益	148	—	148	27	—	27
	経常利益	179	△16	163	53	△16	37
	当期純利益	△723	811	88	△946	811	△134
	総資産	12,608	—	12,608	8,630	—	8,630
	純資産	8,569	—	8,569	8,483	—	8,483

9. 決

算短信等の訂正箇所

訂正箇所につきましては、本日提出の各期の決算短信の訂正のお知らせを参照ください。

(参考) 平成 24 年 6 月 29 日 「平成 24 年 3 月期 有価証券報告書提出遅延および当社株式監理銘柄
(確認中) 指定の見込みに関するお知らせ」

以上

再発防止策等

原因・事情等	再発防止策	No	具体策	内容
貸付時の資金用途及び借手の資産状況の確認が不十分	取引・契約の管理及び監視の仕組と機能のルール化、与信管理の強化	①	原則として子会社以外への貸付を行わないこととした	
		②	例外として第三者へ貸付をした場合	経営企画室で信用調査を十分に行い、担保の提供を求め、当社の取締役会で承認を得ることとしている。
		③	子会社への貸付に関して、「マニュアル」により貸付を実行する際のルールを明確にし、貸付金額の決裁基準を見直した。	子会社への貸付を実行する際には、経営企画室長は子会社に対し、借入金申請書・返済計画表・子会社取締役会議事録もしくは子会社に稟議書を提出させ、借入金額や資金用途、返済計画について説明を求め、そして、経営企画室長は申請が妥当であると判断すれば「決裁基準」に則し、稟議書を回覧し、代表取締役の決裁を得て貸付を実行、もしくは取締役会に決議事項として上記3点を提出し、取締役会の承認を得て貸付を実行する。
債権管理体制の不備		④	経営企画室に「与信管理担当者」を新たに配置し、子会社のうち重点的に債権管理が必要な5社に「与信管理責任者」を新たに配置した。	貸付金に関し、取引先、貸付先の属性を含めた信用調査を行い、継続的にモニタリング・分析を行うことにより契約及び取引の管理体制を強化する。
		⑤	「債権管理規程」を改定	子会社等の債権一覧、滞留している債権一覧及び関係会社が保有する滞留債権の一覧について毎月、経営企画室長に報告し、現状を把握する。一部滞留債権においては具体的な回収計画を立てる。
		⑥	与信管理を内部統制に組み込む	与信管理を「財務報告に係る内部統制」のプロセスの一つに組み込む。
		⑦	貸付債権管理マニュアルの制定	グループ共通の貸付債権管理マニュアルを制定し、回収可能性の評価や貸倒引当金設定のガイドラインを設ける。
		⑧	「適時情報開示マニュアル」を作成	当社各部署または重要な子会社8社の情報取扱責任者から経営企画室へ報告が行われ、開示担当者または開示補助者が「東証」の開示基準等に照らし、開示の必要性の有無を情報管理責任者へ報告し、情報管理責任者または取締役会の承認により開示を行い、開示補助者が開示資料及び当該根拠資料の保管を行う等一元的に管理する。
関連当事者取引把握・グループ会社からの情報伝達を含む決算体制が不十分	・適時開示体制の強化 ・関連当事者取引の把握体制の強化 ・グループ会社からの情報伝達の仕組の強化 ・経理部門の強化	⑨	「関連当事者把握のためのマニュアル」を作成	関連当事者取引の把握から開示にかかる業務フローに従い、関連当事者情報(関連当事者との取引)注記の作成を行う。
		⑩	貸付後の確認書の徴求	資金の貸付等に当たっては、貸付後に借手から実際の資金用途を記載した確認書の提出を求める。
		⑪	確認書の経理部門への提出	上記確認書を経理部門へ提出する。
		⑫	担保資産、担保付債務、当座貸越契約、貸出コミットメント契約、子会社取引への保証についての情報を徴求するようにする。	連結パッケージに記載用のフォームを追加した。今後、グループ会社経理担当者を集めた定期的な研修会を開催し、情報伝達の仕組の強化を図る。
		⑬	経理部門の強化	本社経理担当者を増員した。今後、質的な向上を図る。
		⑭	⑧⑨⑩⑪⑬⑭と同様。	
利益相反取引の把握体制が不十分	利益相反取引の把握体制の強化	⑭		
子会社売上上の二重計上	売上計上方法の変更	⑮	売上計上方法の変更	入金を確認した時点で売上に計上することとした。
判断の基礎となる事実についての情報提供及び説明義務のあった役員が当該義務を怠ったこと	・意思決定に関わる役員会のガバナンスの改善のための取締役・監査役意識・知識の質的向上及び取締役会・監査役会の活性化 ・コンプライアンス委員会の機能化	⑯	取締役会の活性化については、取締役会チェックリストを作成し、活性化の度合いが分かるようにする。	内容については、説明の十分性、資料の十分性、調査・検討の十分性、審議状況を反映させたものとした。
		⑰	監査役会の活性化については、監査役会チェックリストを作成し、活性化の度合いが分かるようにする。	内容については、開催状況、職務の履行状況、取締役の監視、審議状況等を反映させたものとした。
適切な判断に必要な情報収集を行なうべきとの姿勢の欠如		⑱	役員職務上の義務等を含めた知識については、今後社外の講師等を招聘して、レクチャー及び勉強会を実施する等の方法により、役員意識向上の徹底を図って行く。	具体的には、企業倫理、取締役及び取締役会の役割、責任と権限及び法的枠組等について実施します。また、講師には、監査法人、顧問弁護士事務所、その他外部の専門家等から適切な人材を招聘する。また、関連当事者取引についての説明も行なっている。
経営者のコンプライアンス意識の脆弱さ及び取締役会・監査役会のガバナンス意識の低さ		⑲	経営企画室に、「コンプライアンスマネージャ」を配置し、コンプライアンス委員会の事務局として機能するとともに、コンプライアンス上重要と考えられる子会社8社に「コンプライアンス担当責任者」を配置した。	当社コンプライアンス担当役員を議長とする「コンプライアンス委員会」を平成22年7月6日付で立ち上げ、各種法令ならびに規程に則った、公平かつ公正なコンプライアンス経営の実現を目指す体制とした。